

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ・構成、計画期間

第2次匝瑳市総合計画は、本市におけるまちづくりの指針となる、市政運営における最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されます。

本計画は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である基本構想に基づき、将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市～^{めぐ}匝り集う人々と^{あざ}爽やかな自然のあるふるさと～」の計画的な実現に向けて、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す基本計画です。

令和5年度(2023年度)を最終年度とする「前期基本計画」の実施状況及び取組の成果を評価しつつ見直しを行い、新たに「中期基本計画」として策定します。

基本構想

本市が目指すべき将来都市像及びそれを実現するための施策の大綱を明らかにするものです。

令和13年度(2031年度)を目標年度とする12か年計画とします。

基本計画

基本構想に示した施策の大綱の具体化に必要な施策及び事業を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

計画期間は4か年とし、「前期」、「中期」、「後期」に分けて策定します。

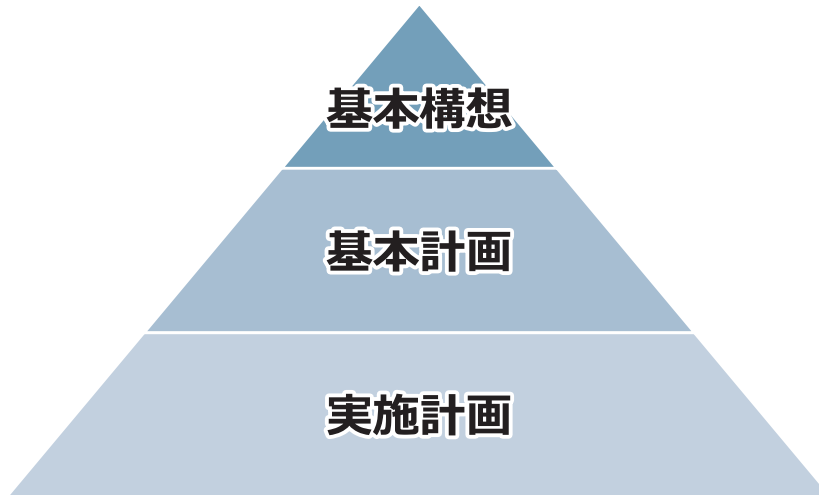
- 前期基本計画 令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)
- 中期基本計画 令和6年度(2024年度)～令和9年度(2027年度)
- 後期基本計画 令和10年度(2028年度)～令和13年度(2031年度)

実施計画

基本計画に定めた施策について、具体的な事業内容と実施時期を定めるものです。

計画期間は3か年とし、毎年度見直しを行うローリング方式*によって策定します。

総合計画の構成



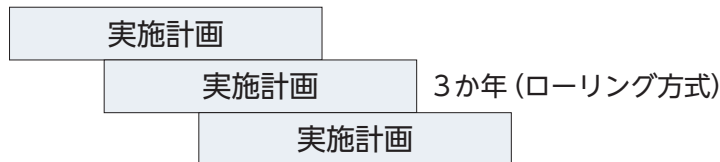
令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

基本構想（12か年）

前期基本計画（4か年）
令和2年度～令和5年度

中期基本計画（4か年）
令和6年度～令和9年度

後期基本計画（4か年）
令和10年度～令和13年度



総合戦略との関係

第2次匝瑳市総合計画基本構想・前期基本計画は、「匝瑳市人口ビジョン」と「匝瑳市総合戦略」から成る「匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された人口の将来展望や、人口減少の歯止めと地域の活性化を図るための基本的な考え方を踏まえて策定されました。

現在、「第2次匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2次総合戦略」という。）に基づき、人口減少に対応しつつ、本市の特性を活かした持続可能な地域社会の実現に向けた取組を進めていますが、人口減少等の状況の厳しさに変化はなく、加えて、令和4年（2022年）4月には、旧野栄町の区域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域として指定されました。

こうした状況を踏まえ、本市における人口減少対策の推進を効果的に進めていくため、中期基本計画と第2次総合戦略の一層の連携を図り、取り組めます。

2 基本構想の概要

令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)までの12年間を計画期間とする基本構想の概要は、以下のとおりです。

(1) まちづくりの基本的な視点

まちづくりに対する基本的な考え方として、以下の4つの視点に立ったまちづくりを推進していきます。

視点① 市民の暮らしを重視したまちづくり

まちづくりの基本は、その主体である市民一人ひとりが幸せ・豊かさ・安らぎを実感しながら暮らし続けることができる環境をつくることであり、そうした取組がまちの持続的発展につながると考え、平和で安心・安全、心の豊かさと暮らしやすさを大切に考えたまちづくりを進めます。

視点② 地域資源を活かしたまちづくり

地域資源を最大限に活用し、産業の振興と雇用の場の確保を図ることが人口減少の抑制や地域の活性化に効果的であると考え、特に若い世代が「匠瑳市に住みたい」、「住み続けたい」と感じる魅力にあふれた活力あるまちづくりを進めます。

視点③ 市民との協働によるまちづくり

市民、地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体が積極的にまちづくりに携わることで、様々な活力がまちづくりに活かされ、行政だけでは対応が困難な課題を解決に導いていくものと考え、これまで以上に連携を深め、互いの立場を尊重し合いながら、得意分野で力を出し合い、地域の特性を活かした協働によるまちづくりを進めます。

視点④ 総合的施策によるまちづくり

市民の暮らしは様々な要素によって形成されており、多面的な視点から分野横断的に施策を組み合わせながら展開していくことが目標達成への近道であると考え、個々の目的を見据えながら、総合的施策による効果的かつ効率的なまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像

総合計画を推進するに当たり、目指す将来都市像を「『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～」と定め、まちづくりの基本的方向性を示すテーマとします。



『海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市』 ～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～

※「匝」は、訓読みで「匝(めぐ)る」と読み、一巡りして帰るという意味があり、「瑳」は、訓読みで「瑳(あざ)やか」あるいは「瑳(みが)く」と読み、あざやかで美しいという意味があります。

「海・みどり」は、雄大な太平洋、下総台地の広大な丘陵の緑、市街地を包み込む田園風景、世界に誇ることができる「植木」をはじめとした基幹産業の農業、それらが与える安らぎと恵みと誇りを表します。

「ひと」は、地域で生まれ育った人、他地域から移り住んできた人、さらには地域を離れた人、本市に関わるすべての人を表すとともに、日々の営みや生産活動、交流(ふれあい)、そこから生まれる温もりを表します。

「はぐくむ」は、さんさんとした陽光の中、海・みどり・ひとが一体となって豊かな歴史・文化を融合・調和させながら、伝統産業と新しい産業を連携させて活性化を図り、さらに、生活環境や福祉の充実を図る等、多彩な魅力をもつ「活力あるまち」づくりを推進することを表します。

地域に息づく伝統文化と歴史、里山等の豊かな自然

本市は、先人から脈々と引き継がれてきた祭り等の伝統文化と歴史が地域に息づき、里山等の豊かな自然に恵まれています。今後も、このすばらしい文化や自然と共生しながら、市民が快適に安心して暮らせる元気なまちづくりを進めるため、「匝瑳市総合計画」の将来都市像を引き続きメインフレーズとしました。



そして、大きな課題である人口減少を最小限に抑え、持続可能な地域社会をつくるためには、匝瑳市に住みたい、いつまでも住み続けたい、関わりを持ちたいと思えるまちづくりを推進し、市内外から多くの人が集まり交流することに加え、多様な主体が協働することによって、新たな活力を生み出すことが重要であることから、「～匝り集う人々と瑳やかな自然のあるふるさと～」をサブフレーズとしました。

(3) 基本目標

本市の将来都市像を実現するための基本的な目標を以下のとおり定め、「持続可能な開発目標(SDGs)」の基本理念を踏まえ、すべての人々が輝く、市民が主役のまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標 1

生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる

(健康・福祉・医療・介護分野)

すべての市民が健康で生きがいに満ち、元気で笑顔があふれるまちをつくります。健康・福祉・医療・介護の各分野が連携しながら、地域全体で一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができる環境づくりに努め、生涯にわたって健康や生きがいを感じ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

また、温暖な気候や豊かな自然、充実した健康・福祉施設、元気な高齢者、地域の連帯感等、本市の強みである地域資源を十分活用し、あたたかなふれあいと交流の中で高齢者や障害者が安心して生活でき、地域で子どもを育てるまちづくりを進めます。

基本目標 2

活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる

(産業・経済分野)

活気に満ち、はつらつとしたまちづくりを進めるために、各種産業の生産・経営基盤の強化支援を図ります。

農林水産業と商工業、観光業の連携を促進しながら、それぞれの産業が個性ある地域産業として育成・発展していくための支援の充実に努めるとともに、首都圏や海外への好アクセス条件を活かした企業誘致等を図ります。

また、魅力ある雇用・消費の場の創出と働きやすい職場環境を促進することで、労働力の確保と消費活動の活性化につなげる等、女性や若者、高齢者をはじめすべての市民がいきいきと労働や生産活動等に参加し続けることのできるまちづくりを進めます。

基本 目標 3

自然と共生し、快適で安全なまちをつくる

(生活環境・都市建設分野)

里山等の豊かな自然と共生し、かつ、快適で安全なまちをつくるために、ごみ処理や生活排水のための基盤整備を継続的に推進するとともに、市民一人ひとりがリサイクル活動や不法投棄の防止等に積極的に取り組むための意識の醸成及び市民活動の支援の充実を図ります。

また、中心市街地の活性化や交通網の整備といった都市機能の強化及び都市基盤の計画的な整備により、誰もが快適で暮らしやすく利便性の高い環境づくりを推進します。

災害や交通事故、犯罪等から市民の生命と財産、子ども達の安全を守るため、関係機関の連携強化及び情報共有の促進、自主活動組織の活性化を図る等、地域ぐるみで取り組むまちづくりを進めます。

基本 目標 4

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる

(教育・交流・移住・定住分野)

個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくるために、学校・地域・家庭がそれぞれの役割の中で連携し合いながら、様々な交流や体験を通して子ども達の個性をはぐくむ教育環境づくりに努めます。

本市が持つ豊かな自然環境や活動拠点施設、経験豊かな地域の人材等を十分活用しながら、生涯を通じて学習する意欲の向上と機会の提供を図ります。

また、地域の歴史や伝統文化の継承及び新たな文化の創造に向けた活動を積極的に支援します。

すべての市民が年齢や性別等にかかわらず、互いの個性と人権を尊重し、理解し合い、その人の能力や意欲が十分発揮される環境づくりを進めます。

移住・定住に対する支援の充実を図るとともに、国内外を問わず幅広い世代の交流の促進による本市への人の流れをつくります。

基本 目標 5

市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

(市民協働・行財政分野)

市民が主役となるまちづくりを推進していくために、市民と行政が様々な媒体や機会を通じて情報を共有し、一体となり共に考え、共に行動する体制を強化します。

また、ボランティア活動の促進や地域活動団体への支援の充実等、市民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるまちづくりを推進します。

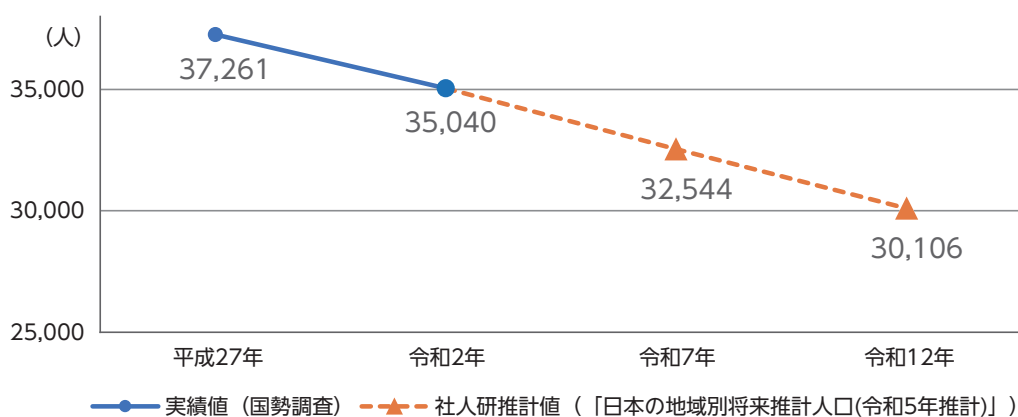
市の財政状況に応じた効果的かつ効率的な行財政運営を進めるとともに、職員の資質向上、行財政改革、広域連携等を推進し、市民サービスの向上を図ります。

3 人口推計

計画の前提となる人口フレームについて、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表している「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をみると、令和2年（2020年）に35,040人であった人口は、令和7年（2025年）には32,544人、令和12年（2030年）には30,106人になると推計されています。

また、年齢3区分別人口の構成比では、令和2年（2020年）からの10年間で、15歳未満の「年少人口」と15歳以上から64歳までの「生産年齢人口」の割合が減少する一方、65歳以上の「老年人口」が増加し、高齢化率が40%を超えることが予想されています。

図表-1 総人口の推移



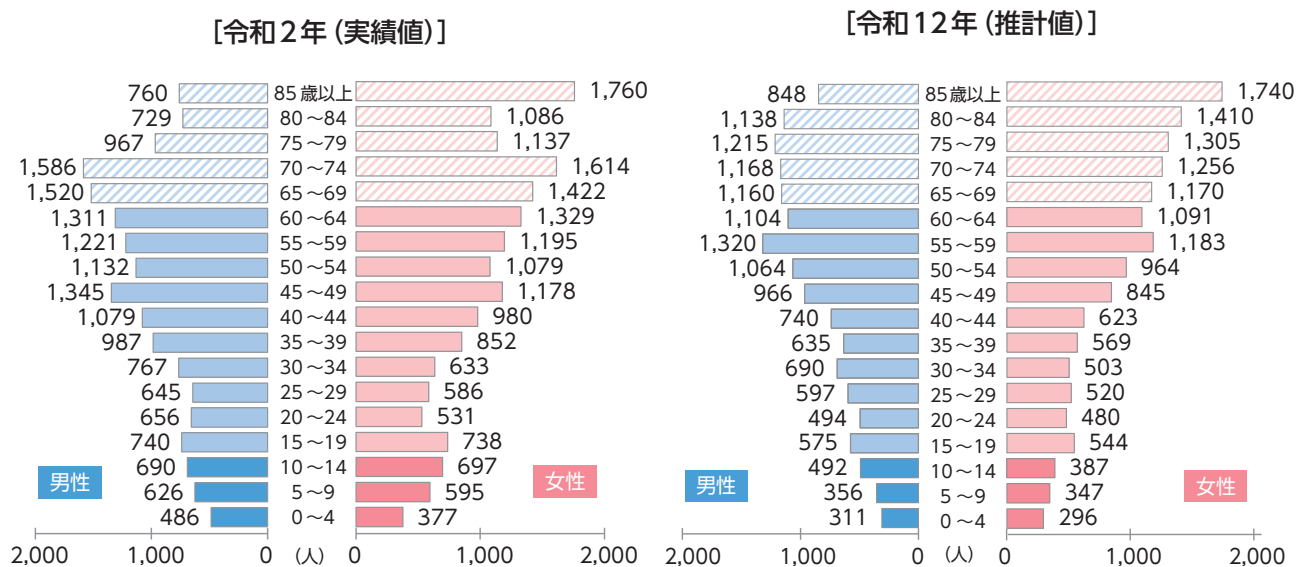
※社人研推計（平成30年推計）を基に匝瑳市まち・ひと・しごと創生本部が作成した独自推計では、令和7年は33,504人、令和12年は31,707人を見込んでいる。

（匝瑳市人口ビジョン（令和2年1月改訂）における人口の将来展望）

図表-2 年齢3区分別人口の構成比

	令和2年 (実績値)	令和7年 (推計値)	令和12年 (推計値)
総人口	35,040人 (割合)	32,544人 (割合)	30,106人 (割合)
0～14歳 (年少人口)	3,471人 9.9%	2,776人 8.5%	2,189人 7.3%
15～64歳 (生産年齢人口)	18,984人 54.2%	17,176人 52.8%	15,507人 51.5%
65歳以上 (老年人口)	12,581人 35.9%	12,592人 38.7%	12,410人 41.2%
年齢不詳	4人 0.0%	— —	— —

図表- 3 人口ピラミッド(年齢5歳階級別人口)の比較



※上記図表-1、図表-2及び図表-3はいずれも、平成27年・令和2年の数値は国勢調査、令和7年・12年の数値は社人研「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」の値である。

4 匝瑳市の主要課題

(1) 急速に進行する人口減少への対応と住み続けられるまちづくり

本市の人口は平成7年(1995年)をピークに減少を続け、死亡が出生を上回る自然減の加速と若者世代の市外流出により、令和2年(2020年)までの25年間で2割程度の減少となっています。人口減少の進行により、令和4年(2022年)4月には、旧野栄町の区域が過疎法に基づく過疎地域として指定されました。

急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、「市内外から魅力を感じる住環境や雇用環境を実現」、「人の流れを変え、人口流出に歯止めをかける」、「出生率向上に向けた幅広い施策の集中的な展開」の視点に立ち、それぞれの地域において、その特性を活かした取組を進めることが必要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加する中で、高齢者が地域で暮らし続けていけるよう、医療と介護の連携や関係機関との連携強化を図るとともに、生活支援体制の充実・強化を行い、地域包括ケアシステム*の構築を推進する必要があります。

さらに、ライフスタイルの多様化等に伴い、子どもや子育てを取り巻く環境が変化している現状を踏まえ、子育て世代のニーズを把握し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進していく必要があります。

令和4年(2022年)12月に実施した「第2次匝瑳市総合計画中期基本計画策定のための市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、現在の医療体制に「不安を感じる」との回答が8割を超えており、市民病院の機能強化や施設の老朽化への対応、救急医療体制の充実等、安心できる医療体制が求められています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療供給体制のひっ迫や経済活動の停滞等、本市においても大きな影響を受けましたが、新たな感染症等の脅威に対応し得る体制を整えるとともに、健康・福祉・医療・介護の充実を図り、各分野が連携して市民一人ひとりを地域で支える環境づくりが大切です。

(2) 地域産業の振興

人口減少・少子高齢化に伴い、生産年齢人口が減少しています。特に基幹産業である農業では、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までに総農家数が2割以上減少し、担い手の確保が課題となっています。

また、産業のグローバル化やデジタル化の急速な進展等による産業構造の変化に伴い、事業所数・従業者数の減少が進む等、本市を取り巻く社会経済状況は厳しさを増しています。

一方で、銚子連絡道路の延伸整備と圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の全線開通による広域道路ネットワークの実現等により、周辺の地域経済に好循環をもたらすことが期待されています。

このような状況の中、魅力と活力のあるまちづくりを推進していくためには、本市を取り巻く状況の変化も的確に捉えつつ、地域資源をフル活用し、各種産業の生産及び経営基盤を強化する支援を行うとともに、農林水産業、商工業及び観光業の連携を促進することが重要です。また、自己の能力が発揮でき、自身の生活や価値観を大事にした働きがいのある職場環境や、女性や高齢者等の就労支援への取組も必要です。

さらには、観光業の活性化や各種イベント等を通じて、地域内外の交流人口を増加させることも重要な課題です。

(3) 環境保全・持続可能な社会の形成と安心・安全の確保

美しい里山の緑や九十九里海岸等、本市には豊かな自然が広がっています。市民意識調査でも、環境保全活動への関心は高く、本市の豊かで美しい自然環境を守るため、ごみの減量化や廃棄物不法投棄の監視等を進め、市民一人ひとりの意識の醸成を図り、循環型社会を目指した環境にやさしい取組を進める必要があります。

国を挙げて脱炭素社会の実現に取り組んでいる中で、脱炭素に資するまちづくりに向けて様々な分野における取組が必要です。加えて、「誰一人取り残さない」ことを理念とする「SDGs」(持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals)の達成に向けた取組も求められています。

また、快適で安全な生活を営むためには、公園や生活道路等の計画的な都市基盤の整備を推進するとともに、増加傾向にある管理不全な空き家に対する対策が求められています。

さらに、近年の異常気象等による自然災害の甚大化や首都直下地震・南海トラフ地震の切迫性が危惧され、安心・安全への関心は、さらに高まっています。防災や減災に向けた対策や、交通事故や犯罪等の危険から市民を守る安心・安全な地域づくりが求められており、災害等への迅速かつ的確な対応、交通安全対策の強化や市民の防犯意識の向上を図るとともに、消防・防災、交通安全及び防犯の適切な体制整備が必要となっています。

(4) 市民一人ひとりの能力の発揮

次代を担う子ども達の「郷土を誇りに思う心」をはぐくみ、地域の中で伸び伸びと成長する、また、人々が探究心や向上心を持ち続けることは活気あるまちづくりに欠かすことはできません。

子ども達の学ぶ意欲を育て、「生きる力」を育成するために、情報化やグローバル化への的確な対応を図りながら、基礎学力の定着に取り組んでいく必要があります。

そして、年齢や障害の有無にかかわらず、それぞれの関心に合わせて、生涯にわたって主体的に学び、その能力や技術を向上させることのできる環境づくりのほか、これまで継承されてきた地域文化の一層の保存・継承等も、活気あるまちづくりにつながる取組として必要です。

また、男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において自らの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がこれまで以上に求められています。

(5) 市民協働と持続可能な行財政運営

市民、行政それぞれのニーズが多様化し、また、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、地域の様々な課題解決に向け、地域社会の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図る必要があります。市民との協働を円滑に進めるための仕組みづくりや、まちづくりを担う人材及び組織の育成が求められています。

また、市の財政は、人口減少に伴う市税収入の伸びが見込めない一方で、社会保障関係経費の増加や義務的経費の増大のほか、公共施設の建替え等の先送りできない事業が検討されていることから、より厳しい状況になることが予想されます。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展等、社会環境の変化に伴う新たな課題も生じています。

このため、的確な財政見通しと経営的な視点からこれら課題にスピード感を持って対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換を目指して今まで以上に歳入の確保、経費の削減、事業の重点的・効率的な実施等を図る必要があります。

加えて、市民の生活圏が拡大するにつれて、市域を越えた広域的な取組が一層重要になっています。このため、近隣自治体及び国・県との協力関係をより深めながら、共通の課題や広域的な行政需要に取り組むことが大切です。

(6) 市民意識調査からの課題

【人口減少を抑制する取組】

人口減少を抑制するための重要な取組について、市民意識調査においては「若者の働く場の確保と雇用の創出」が72.7%と最も高く、次いで「子育て家庭に対する支援の充実」(39.1%)等となっており、この傾向は、前回市民意識調査(平成30年実施)と同様です。市民の暮らしに元気と活力をもたらすのは地域産業であり、若者の働く場や雇用に重点を置き、新たな価値を創造していく取組や仕組みづくりが求められています。

さらに、定住意向は70.3%となっており、子育て支援対策のさらなる充実等、若い世代が「匝瑳市に住みたい」「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるよう、まちの魅力の向上・発信に継続して取り組むことにより、定住意向を高めていく必要があります。

【施策の満足度と重要度の関係】

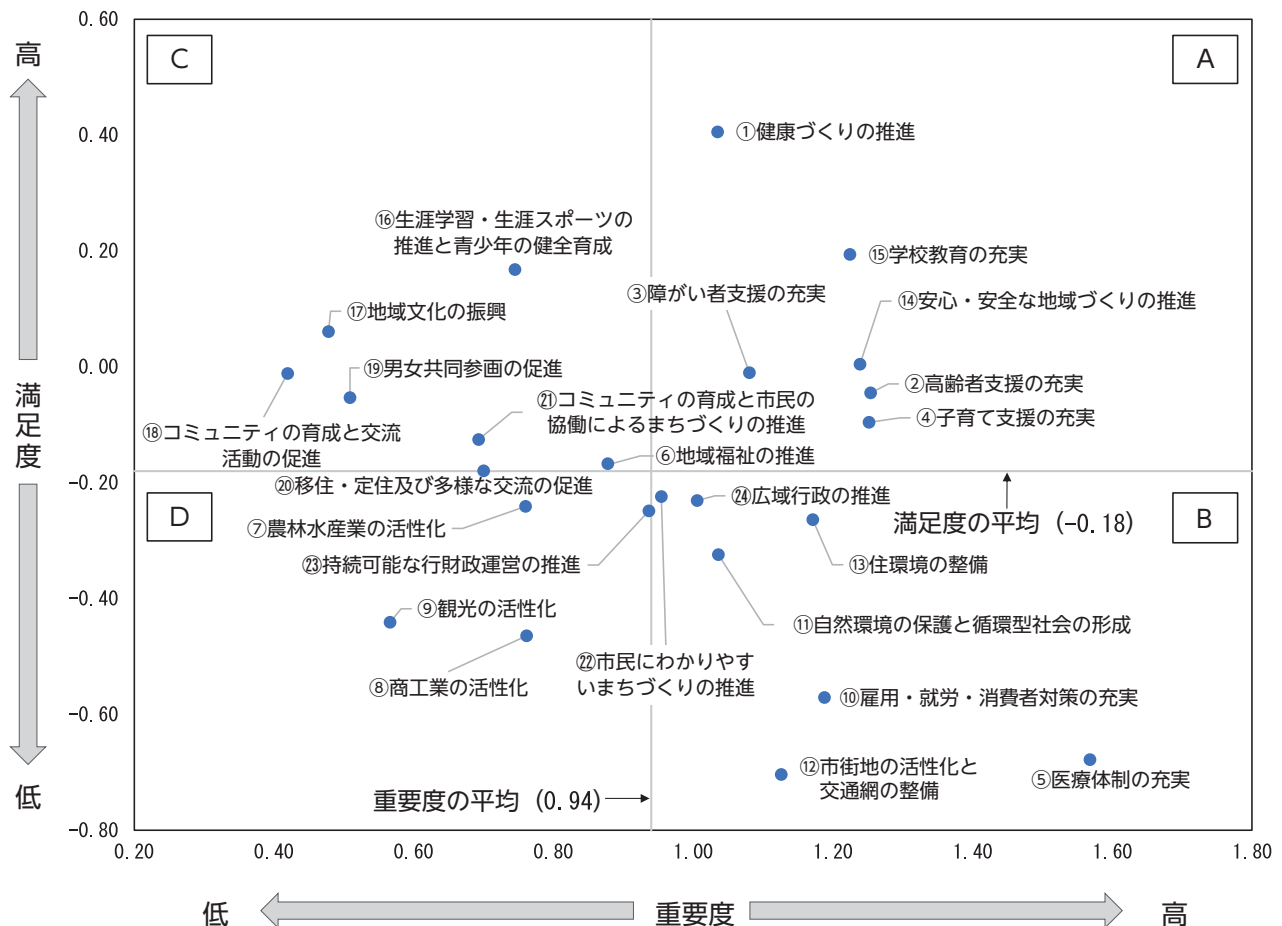
施策の満足度と重要度の関係を見ると、満足度が高く、かつ、重要度の高い施策は、別図(図表-4 施策の満足度と重要度の関係(散布図))の「A領域」に示されています。「健康づくりの推進」「学校教育の充実」「安心・安全な地域づくりの推進」「高齢者支援

の充実」「子育て支援の充実」「障がい者支援の充実」の施策について、引き続き推進が求められています。

これに対し、重要度が高いにもかかわらず満足度の低い施策は「B領域」に示されています。ここでは、「医療体制の充実」「雇用・就労・消費者対策の充実」「市街地の活性化と交通網の整備」「住環境の整備」「自然環境の保護と循環型社会の形成」「市民にわかりやすいまちづくりの推進」「広域行政の推進」の施策があげられます。

市民病院の診療体制の充実と病院事業の安定した運営や、働く場の確保に加えてまちの資源を最大限活かした魅力的な空間づくりとにぎわいのあるまちづくり、さらには海と里山のある匝瑳の風土を肌で感じられる環境づくりといった施策は、市民の満足度の向上につながるとともに、本市の強みの発揮にもなることから、施策の拡充や事業手法の再検討を図る必要があります。

図表-4 施策の満足度と重要度の関係(散布図)



資料 令和4年市民意識調査

※本図は、前期基本計画で掲げる基本施策に対する満足度と重要度を点数換算した上で、縦軸に満足度、横軸に重要度を置きその関係性を示したものである。交点はそれぞれの平均である満足度-0.18、重要度0.94となっている。

5 SDGsとの関係

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際指標です。

基本理念として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しており、持続可能な社会を実現するため、17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SDGsは、国も積極的に推進しており、その基本理念を踏まえた施策の展開を図ることが求められていることから、中期基本計画では、各施策とSDGsとの関連づけを行い、SDGsの達成と持続可能なまちづくりを目指すものとします。

SDGsの17の目標(ゴール)とアイコン

 <p>1. 貧困をなくす あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および影響改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。</p>
 <p>3. 人々に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のための海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p>
 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止および生物多様性の損失の防止を促進する。</p>
 <p>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。</p>
 <p>8. 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。</p>	 <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。</p>	

